

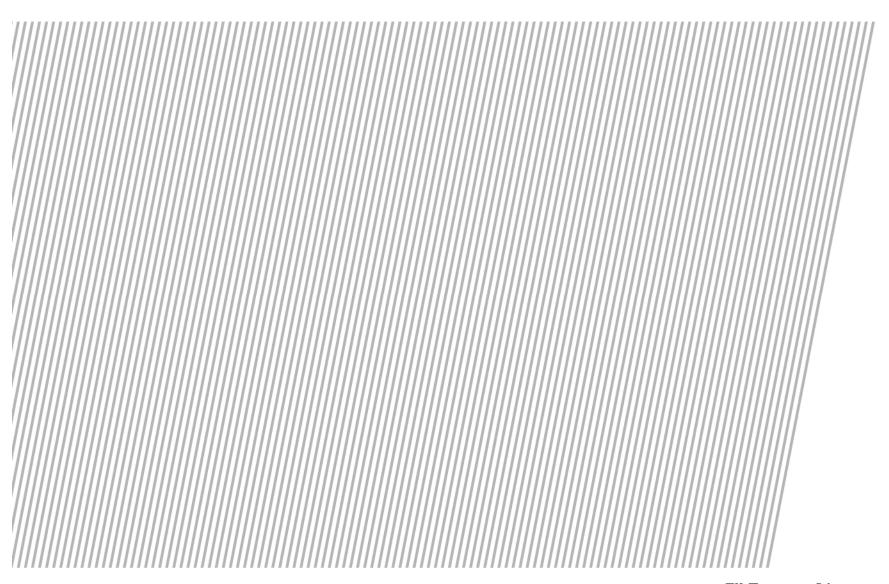
13 February 2013

**ERNST & YOUNG**Quality In Everything We Do

### 内容

- ▶ 1961年所得税法の概要
- ▶ 社会保障制度の概要

# 1961年所得税法の概要



### 課税の範囲はどのようにして決まる?

- ▶ インドの課税年度は4月1日から3月31日
- ▶ 以下に基づいて所得の課税の範囲は決まる
  - ▶ 課税年度における納税者の居住ステータス
  - ト 所得の発生
  - ト 所得の受領
- ▶ 税務上、個人は以下のように分類される
  - ▶ インドの居住者
    - ▶ 通常居住者 (OR)
    - ▶ 非通常居住者 (NOR)
  - ▶ インドの非居住者 (NR)

# 居住ステータスはどのようにして決まる?

| インドでの滞在期間                                       | 居住ステータス         |          |       |
|---|-----------------|----------|-------|
| 基本要件  | 非居住者            | 居住者      |       |
| 課税年度に182日以上滞在                                   | 1 \ <del></del> |          |       |
| 課税年度に60日以上滞在、かつ、直近の過去4年間<br>に365日以上滞在           | いずれも<br>満たさない   | いずれかを満たす |       |
| 追加要件  |                 | 非通常居住者   | 通常居住者 |
| 直近の10課税年度のうち少なくとも9課税年度において、<br>非居住者の基本要件を満たしていた |                 | いずれかを    | いずれも  |
| 直近の7課税年度において、インド滞在が729日未満であった                   |                 | 満たす      | 満たさない |

入国、出国の日もインド滞在期間の計算に含まれる



# 居住ステータスの典型的なシナリオ

| 例1      |            |             |     |        |        |
|---------|------------|-------------|-----|--------|--------|
| 課税年度    | 入国日        | 出国日         | 日数  | 累積滞在日数 | ステータス* |
| 2012-13 | 2012年10月5日 | 2013年3月31日  | 179 | 179    | 非居住者   |
| 0010 14 | 2013年4月1日  | 2013年4月5日   | 5   |        |        |
| 2013-14 | 2013年9月1日  | 2014年3月31日  | 212 | 396    | 非通常居住者 |
| 2014-15 | 2014年4月1日  | 2014年12月31日 | 275 | 671    | 非通常居住者 |

\*2012年3月以前についてはインドの滞在はなく、2012度4月以降初めてインドに入国したものとする。



# 居住ステータスの典型的なシナリオ

| 例2      |           |            |     |            |        |
|---------|-----------|------------|-----|------------|--------|
| 課税年度    | 入国日       | 出国日        | 日数  | 累積滞在日<br>数 | ステータス* |
| 2012-13 | 2012年4月1日 | 2012年4月30日 | 30  | 30         | 非居住者   |
| 2013-14 | 2013年8月1日 | 2014年3月31日 | 243 | 273        | 非通常居住者 |
| 2014-15 | 2014年8月1日 | 2014年7月31日 | 122 | 395        | 非居住者   |

\*2012年3月以前についてはインドの滞在はなく、2012度4月以降初めてインドに入国したものとする。



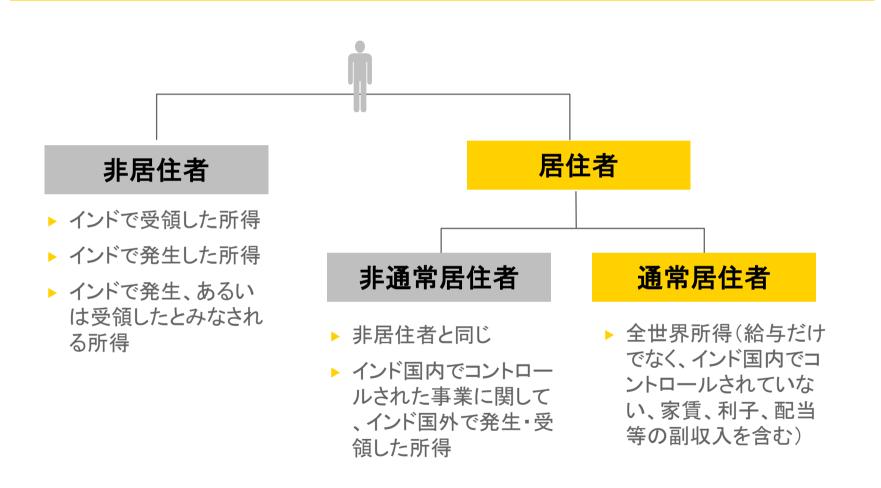
# 居住ステータスの典型的なシナリオ

| 例3      |            |            |       |            |        |
|---------|------------|------------|-------|------------|--------|
| 課税年度    | 入国日        | 出国日        | 日数    | 累積滞在日<br>数 | ステータス* |
| 0010 10 | 2012年7月1日  | 2012年7月7日  | 7     | 101        |        |
| 2012–13 | 2012年9月30日 | 2013年3月31日 | 184   | 191        | 非通常居住者 |
| 0010 14 | 2013年8月1日  | 2013年12月5日 | 249   | 505        | 北海州日本本 |
| 2013-14 | 2014年1月6日  | 2014年3月31日 | 85    | 525        | 非通常居住者 |
| 0014 15 | 2014年4月1日  | 2014年12月5日 | 249   | 060        | 北海尚尼什本 |
| 2014–15 | 2015年1月6日  | 2015年3月31日 | 85    | 860        | 非通常居住者 |
| 2015-16 | 2015年4月1日  | 2015年9月30日 | 183** | 1042       | 通常居住者  |

\*2012年3月以前についてはインドの滞在はなく、2012度4月以降初めてインドに入国したものとする。



### 居住ステータス別の課税の範囲は?



インドでの労務提供による給与はインドで課税される(所得源泉地課税)



# 非居住者あるいは非通常居住者となることによる影響は?

- ▶ インドで労務提供の対価としての給与は、たとえインド国外の銀行口座(日本の口座等)で受領したとしても、インドで所得税の対象となる
- ▶ インド国外で発生した所得をインドで受領した場合は、インドで課税対象となる。
- ▶ 例えば、日本本社から配当が支払われる場合、
  - ▶ 課税対象:もしインドの銀行口座に直接振り込まれるのであれば
  - ▶ 課税対象外:もしまず日本で受領してから、インドの銀行口座に送金される場合
- ▶ 課税年度における正式赴任前のインド出張等もインドで課税対象となるが、日印租税条約の短期滞在者免税規定の全ての条件を満たせば、免税となる。



### 短期滞在者免税規定(日印租税条約第15条2項)

### 対象所得

日本の<u>居住者</u>がインドで行う勤務について取得する給与 次の3つの条件を全て満たす場合、日本人出張者はインドで免税

- ► インドでの滞在期間が課税年度または前年度を通じて183日以下であること
- ▶ 給与は日本の親会社等のインドの非居住者である雇用者から 支払われていること
- ► 給与は雇用者がインドで恒久的施設課税等に基づく課税所得 計算において損金となっていない



### 役員報酬(日印租税条約第16条)

### 対象所得

日本の<u>居住者</u>がインドの内国法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金

インドで租税を課することができる

### 通常居住者となることによる影響は?

全世界所得がインドで課税対象となる

#### 例

家賃収入 役員報酬 利子

配当金 キャピタルゲイン

#### 他の影響

- ▶ 居住ステータスによるが、帯同家族構成員の全世界所得についてもインドで課税対象となる可能性があり、インドで税務申告しなければならなくなる。
- ▶ 未成年者(名義)の利息等の所得も(居住ステータスに関係なく)、課税対象となる。
- ▶ 十分な対価もなしに資産を移転して得られた<u>配偶者(名義)の利息等の所得</u>も(居住ステータ スとは関係なく)、課税対象となる。
- ▶ 事業所得や専門的職業の所得は会計帳簿を保管する必要がある。

\*上記は、租税条約の関連条項を参照し、課税権はいずれの国に帰属するのか判定する



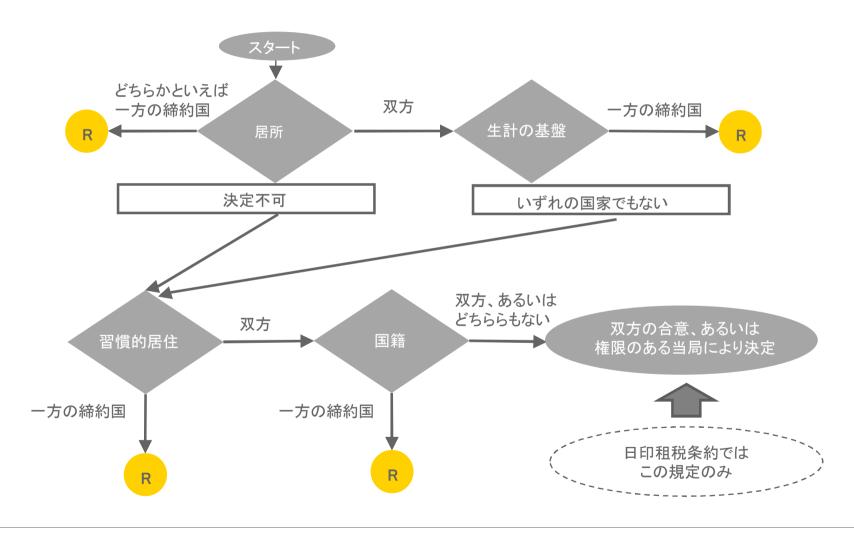
### 租税条約上、課税権はいずれの国に帰属するのか

| インドの居住性 - 国内税法 | 日本の居住性 -国内税法 | 租税条約の適用範囲                               |
|----------------|--------------|---|
| 居住者            | 非居住者         | インドの居住者                                 |
| 非居住者           | 居住者          | 日本の居住者                                  |
| 非居住者           | 非居住者         | 条約は適用されない                               |
| 居住者            | 居住者          | タイブレーカー条項の判定に<br>より決定された、一方の締約<br>国の居住者 |

<sup>\*</sup>日印租税条約4条2項は規定している。双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する



# 双方居住者のタイブレーカー条項(ご参考)





### 課税所得の区分は?

#### 所得の分類(課税所得を決定する方法を規定)

- ► **給与** 雇用主、あるいは以前の雇用主から支給される報酬/給付
- ► **不動産にかかる所得** 居住用/商業用不動産から取得する家賃/リース収入
- ▶ 譲渡収益 資本的資産(株式、不動産等)の販売による損益
- ▶ 事業所得および専門的職業所得 事業/専門的職業等から取得する所得
- ▶ 他の源泉所得 投資所得のような、上記項目に分類されない他の所得、例えば利子、配当、贈与等(規定の限度額を超過する場合)

\* 租税条約上の免税/外国税額控除を出向先/出向元において、受けられるかは、全ての源泉所得について別途検討を要する



# 給与所得-給与パッケージの例と課税の要否

| 項目                                      | 全額課税                  | 課税額は算出ルールに<br>基づき算定 |
|---|-----------------------|---------------------|
| 基本給                                     |                       |                     |
| ボーナスあるいはコミッション/インセンティブ                  |                       |                     |
| 住宅手当                                    |                       |                     |
| 家賃なしの宿泊費用                               |                       |                     |
| 雇用者提供の家具                                |                       |                     |
| 転勤時の一時的宿泊費用                             |                       |                     |
| 光熱費(電気、水道、使用人)                          |                       |                     |
| 子女教育費                                   |                       |                     |
| 雇用者負担の税金 <sup>i</sup>                   |                       |                     |
| 雇用者提供の車(運転手付きあるいは運転手なし)                 |                       |                     |
| 規定上の移転費用の補填                             |                       |                     |
| 医療給付                                    |                       | 一定の金額まで非課税          |
| 帰省休暇の旅行                                 |                       |                     |
| 株式インセンティブ                               |                       |                     |
| 派遣元の母国における社会保険負担や                       | (特定の状況に該当する<br>ことが条件) |                     |
| 上記特に想定されるもの以外のあらゆる手当(例えば、生活手当、ハードシップ手当) |                       |                     |

### 課税所得から控除できる項目は?

- 公共積立基金のような節税テクのための投資、従業員準備基金への拠出金、定期預金、住宅ローン等の元本返済
- ▶ インドの年金基金への拠出金(NPS)
- ▶ 医療保険料の支払い
- 特定医療費用
- 障害のある扶養家族のために、特定スキームのもとで支払い、あるいは積み立てられた金額
- ▶ 重度の病気療養、あるいは障害のある家族の扶養のための費用
- 高等教育のために取り組まれたローン
- ▶ (慈善団体等への)適格寄付金
- ▶ 特定の支払いや投資に関して、一定の減免により総所得が減額される可能性あり

上記の控除はすべて、文書要件、条件、限度額等を満たして可能となる。



### 最新の非課税限度額と所得税率は?

#### 2012-13年度における税率(賦課年度2013-14)

| 課税所得(ルピー)           | 税率   |
|---------------------|--|
| 0 - 200,000*        | 非課税  |
| 200,001* - 500,000  | 給与額のうちINR 200,000を超える金額について10%                 |
| 500,001 - 1,000,000 | INR 30,000+ 給与額のうちINR 500,000を超える金額<br>について20% |
| 1,000,000超          | INR 130,000+ 給与額のうちINR 1,000,000を超える金額について30%  |

- \* 非課税限度額にかかる男女の区別は、2012年度予算案で廃止された。
- \*インド在住の高齢者(即ち、60歳以上)であれば、20万ルピーは25万ルピーに置き換わる。さらに、給与額のうち、25万超、50万未満について税率10%となる。
- \*インド在住の超高齢者(即ち、80歳以上)であれば、20万ルピーは50万ルピーに置き換わる。

#### 教育目的税

納税額に3%の教育目的税が加算



### 納税の方法は?

#### インドで源泉税

- ▶ 雇用者は、外国籍駐在員がインドで発生/受領した給与から税金を源泉徴収して、翌月7日までに納付しなければならない。この源泉徴収者番号(TAN)を示す必要がある。
- ▶ また、雇用者は、四半期毎に、当該期間に行った給料と源泉税額を記載した中間申告書を税 務署に提出する。

#### インドで前払税(一般的に給与以外の所得)

▶ 年間の納税すべき金額が1万ルピー超で、税金が源泉徴収されていない場合、課税年度に3 回に分けて分割納税する必要がある。

| 分割    | 納税額の割合   | 納税期限   |
|-------|----------|--------|
| 第1回納税 | 30%以上    | 9月15日  |
| 第2回納税 | 累積60%以上* | 12月15日 |
| 第3回納税 | 残りの納税額   | 3月15日  |

<sup>\*</sup> 前回までの中間納付額を控除した額を納付する
上記税金が課税年度内に履行されない場合には、税金に利息がかかってくる



### コンプライアンス

#### 納税者番号(PAN)

- ▶ PANは、インド税務当局とのいろいろなやり取りの際に、唯一の<u>税務識別番号</u>として使用される。
- ▶ PANはインドで課税所得のある納税者に取得が義務付けられる。
- ▶ PANの申請は、インド税務当局によって公示された機関に対して行われる

#### 給与証明

▶ 雇用者は、現物支給している役職に伴う特典や給付(社有車、社宅等)を記載したForm12BAの報告書とともに、源泉税の記載された給与照明をForm16で年度末に発行する。

#### 期限

- ▶ 課税年度における前払税履行の期限は、前ページに記載の通り
- 確定申告の期限は、課税年度の翌期7月31日(延長申請は不可)。ただし、遅延申告は、課税年度末から2年以内であれば可能。
- ▶ Form16の最終提出日は賦課年度の5月31日



### 所得税申告が遅延するとどうなる?

- ▶ 申告遅延した場合、申告後に誤謬や遺漏が発見されても修正できなくなる
- ▶ いくつかの所得項目の損失は、将来の所得と相殺するために翌年以降に繰越できなくなる
- 税金がまだ納税されていない場合、納付日まで毎月単利1%が未払税金にかかって くる。未払税金がなければ、金利もかからない。
- 課税年度の翌年3月31日までに所得が申告されなければ(例えば、2012-13年度の場合は2014年3月31日)税務局は5千ルピーのペナルティを課すことができる
- ▶ 所得税の還付が納税者が原因でなされる場合、税務当局は遅延期間の金利を否定する可能性がある。



### 確定申告する必要がある人は?

- ▶ 確定申告の対象者
  - ► 年収20万\*ルピー超の課税所得を有する外国籍駐在員(<u>居住者あるい</u> は非居住者を問わず)
  - ▶ 税金の還付請求を要する場合
- ▶ 確定申告要件\*
  - ▶ 規定のフォームに所得税申告しなければならない



### 2012年-新申告要件

- ▶ 次に該当する個人は電子申告義務が課されることとなり、所 定の申告書様式での電子申告が要求
  - ▶ 年間の総所得が100万ルピー(2万USドル)を超える個人
    - ► Form no. ITR-1
  - ▶ インド居住者(非通常の居住者を除く)で、国外資産を有する個人
    - ► Form no. ITR-2



### 2012年-通常居住者に求められる新しい申告要件

- ▶ 通常の居住者(ROR=Resident Ordinary Resident)として扱われる個人はインド国外に保有する資産をForm no. ITR-2での申告義務が課されるようになった
- ▶ インド国外の銀行口座の詳細
  - ▶ 銀行名と住所
  - ▶ 2011-12年度における口座のピーク残高
- ► インド国外の金銭的利害の詳細(法人、個人企業、パートナーシップ企業、 合弁事業における金銭的利害、あるいはインド国外に保有する株式、投資 信託)
  - ▶ 事業体の内容
  - ▶ 事業体の名称と住所
  - ▶ 総投資額(原価)



### 2012年-通常居住者に求められる新しい申告要件

- ▶ インド国外の不動産の詳細
  - ▶ 国名
  - ▶ 不動産の住所
  - ▶ 総投資額\*原価)
- ▶ インド国外口座の署名権を持つ場合には次の詳細
  - ▶ 口座開設金融機関の名称と住所
  - ▶ 2011-12年度における残高/投資額のピーク残高
- 他の資産の詳細(宝石類、車、美術品、ヨット、航空機等のような高価な金銭的価値を持つ資産は、申告義務があるものとされる)
  - ▶ 資産の内容
  - ▶ 総投資額(原価)



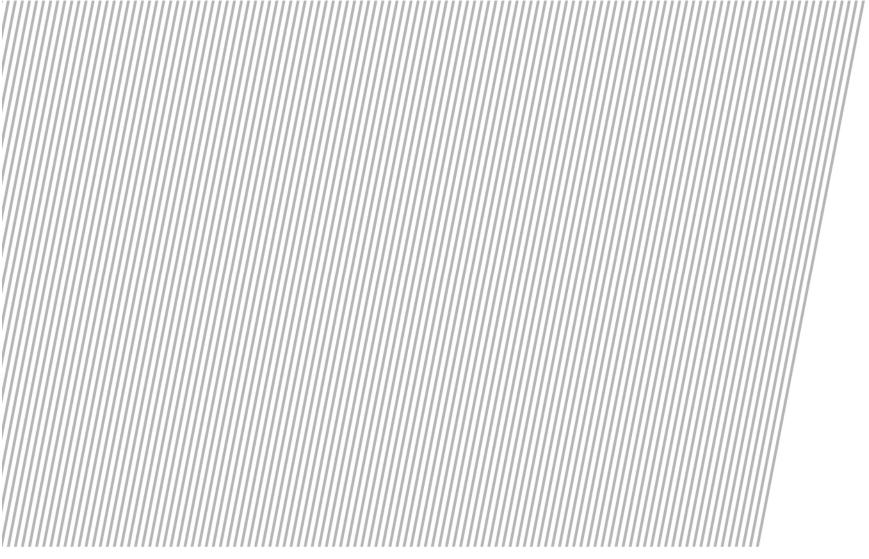
### 出国時のコンプライアンス

#### 税金のクリアランス証明書(TCC)

- ▶ <u>外国人旅行者以外で、インドに定住せず、以下に該当する人は</u>雇用者に所 定のフォームを記載してもらい、税務当局に申請してTCCを取得する必要 がある。
  - ▶ 事業、専門的職業、あるいは就業のため、インドに来ている
  - ▶ インド源泉所得を得ている
  - インドから出国しようとしている

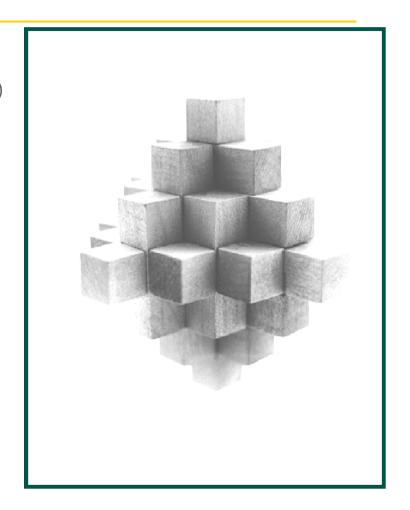


# 社会保障制度の概要



### インド社会保障制度 - 概要

- ▶ 1952年従業員準備基金及び雑則法(PF法) は、従業員に社会保障を提供するために、 規定されている。
- ▶ PF法は主に、次の制度からなっている
  - ▶ 1952年従業員準備金制度(EPF)
  - ▶ 1995年従業員退職年金制度(EPS)
  - ▶ 1976年従業員預託制度(EDLI)



### PF法の対象となる事業体と従業員

#### 対象となる事業体

- ▶ 指定業種に従事あるいは中央政府によって発表された事業体のうち、20名以上の従業員を雇用 する事業体(会社、駐在員事務所、支店、プロジェクトオフィス等)
- ▶ 雇用している従業員が20名未満の事業体は、任意加入が可能.
- ▶ 一旦加入すれば、従業員がたとえ20名未満に減少した場合でも継続加入しなければならない

#### 対象となる従業員

- ▶ 上記の『対象事業体』に雇用された、あるいはその仕事に関連する従業員で、雇用者から直接的、 あるいは間接的に給与を得ている者
- ▶ 上記の『対象事業体』の仕事をするため、コントラクターにより(を通して)雇用された従業員

#### ▶ 適用除外となる従業員 - 任意加入

▶ 基本給が月額6,500ルピー以上の高所得の従業員

#### ▶ 2008年10月の法改正

- ▶ 国際労働者は給与基準(月額6,500ルピー)に関係なく、PFに強制加入(次ページ参照)
- ► インドが社会保障協定を締結した国の社会保険当局から社会保険加入証を有する国際労働者、 及び2008年10月1日以前にインドが二国間包括的経済協定を締結した相手国の社会保障制度に 加入している国際労働者は適用除外



### 国際労働者

- ▶ 2008年10月、インド政府は通知を発行し、PF法の適用範囲を『国際労働者』という 範疇の労働者まで拡張した。
- ▶ 2008年11月から『国際労働者』は、当該制度への加入が義務付けられるようになった
- ▶ 国際労働者は、以下のインド人労働者、あるいは外国人である

| インド人労働者  | 外国人                                 |
|--|-------------------------------------|
| インドと社会保障協定を締結している諸<br>外国へ赴任、あるいは赴任予定のインド<br>人労働者で、かつ | インド以外のパスポートを保有するインド<br>国籍以外の従業員で、かつ |
| その外国の社会保障制度で規定される要件により、恩典を享受する資格がある従<br>業員           | PF法の対象となるインド事業体に勤務する従業員             |

### PF制度への拠出金

#### 雇用者負担

▶月次給与の12%(このうち、8.33% は退職年金に充当されるので、 3.67%)

#### 雇用者負担

▶ 月次給与の12%のPE拠出金 雇用者負担のうち、8.33%が 退職年金に充当

#### 雇用者負担

▶ 月次給与の0.5%または月額 32.5ルピー(6,500ルピーの 0.5%)のうち、いずれか少ない 方を拠出

#### 従業員負担

▶ 月次給与の12%(それ以上拠 出も可能)

#### 従業員負担

> なし

#### 従業員負担

> なし

#### 管理費用(雇用主負担)

▶月次給与の1.1%

#### 政府拠出(政府負担)

▶ 月額75ルピーを上限として月次 給与の1.16%を拠出

#### 管理費用(雇用主負担)

▶ 月次給与の0.01%

#### 準備金

#### 退職年金

#### 預託保険



### 拠出金算定の基礎

#### 月次給与

- ▶ 次から構成される
  - ▶ 基本給与
  - ▶ 補填手当
  - > 残留手当

#### 基本給与

- ▶ 全ての報酬/手当
- ▶ 現金払い(支払予定の)給与
- ▶ 基本給与から除外されるもの
  - ▶ 補填手当
  - ▶ 住宅手当
  - ▶ 残業手当
  - ▶ ボーナス、業績手当
  - ▶他の類似手当
  - ▶ 贈答品の現物給付

### 準備金の還付

|                       | インド人従業員                         | 国際労働者                           |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 準備金還付の条<br>件(2010年9月改 | ▶ 55歳に達した後、退職した時点               | ▶ 58歳に達した後、退職した時点               |
| 正)                    | ▶ 永久に、かつ完全に職務能力の<br>喪失により退職した時点 | ▶ 永久に、かつ完全に職務能力の<br>喪失により退職した時点 |
|                       | ▶ リストラにより中途退職した時点               | ▶ 社会保障協定が締結、発効していれば、その条項による     |
|                       | ▶ 対象外の事業体に転職した場合<br>、還付は2ヵ月後    |                                 |



国際労働者は、58歳に達し、退職するまで、準備金が還付されないという制約がある



### 退職年金の受給

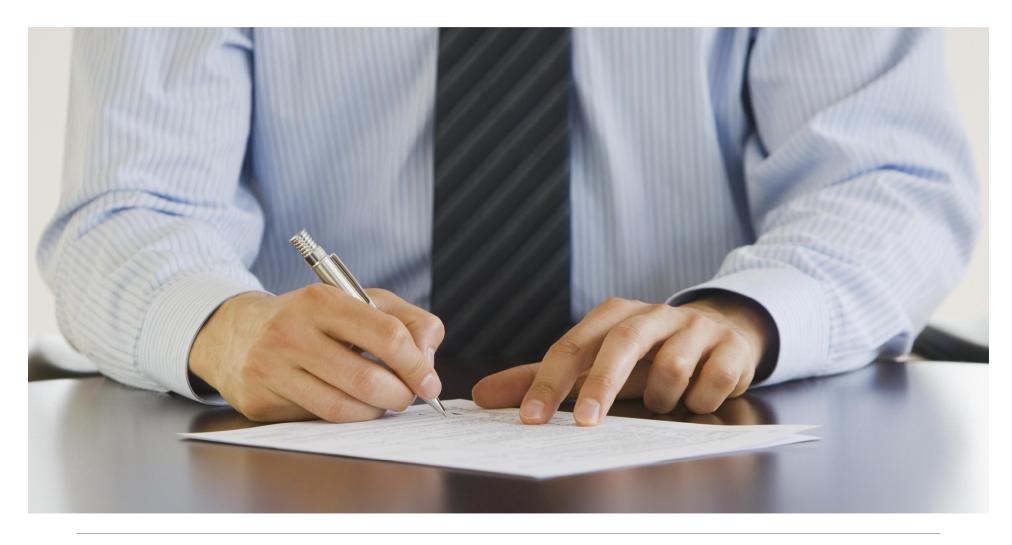
|                   | インド人労働者     | 国際労働者                               |
|-------------------|-------------|-------------------------------------|
| 労務提供が10年<br>未満の場合 | ▶脱退給付一時金を受給 | ▶ 社会保障協定で保険加入期間の<br>通算の規定がない限り、受給なし |
| 労務提供が10年<br>以上の場合 | ▶退職後に月次年金受給 | ▶退職後に月次年金受給                         |



労務提供が10年未満の国際労働者は月次給与の8.33%は掛け捨てになる



# 社会保障協定



### 社会保障協定

- ▶ 社会保障協定は、出向先で駐在員の利益を保護するための二国間の法律文書である。これは、一般的に、社会保険への二重加入の問題、還付や掛捨ての問題の解消や、出向先の労働者との待遇の平等を図るために規定される相互協定である。
- ▶ 社会保障協定は、一方の締約国の社会保障制度の対象となっている従業員を 対象とする。通常、国民だけでなく、一方の締約国に居住する者を含む
- ▶ 社会保障協定は、発効日時点で両国のどちらかに駐在している従業員だけでなく、発効日以降に駐在する従業員にも適用される



### インドの社会保障協定のネットワーク

#### 社会保障協定

#### 締結&発効

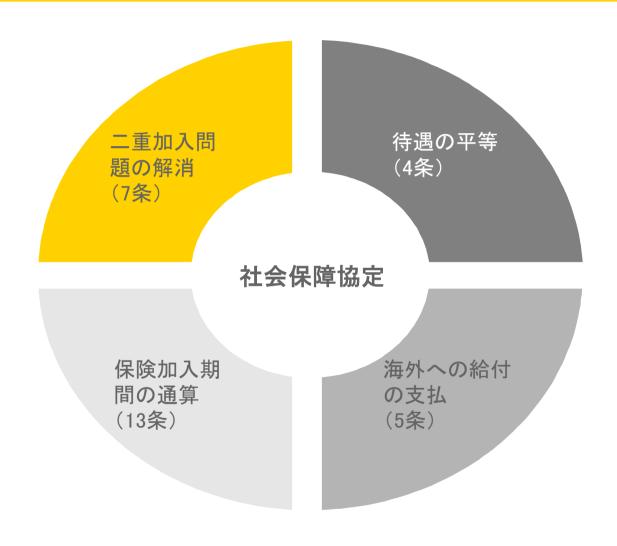
- ベルギー
- トイツ
- スイス
- ルクセンブルグ
- **フランス**
- デンマーク
- 韓国
- オランダ

#### 締結&未発効

- チェコ
- ノルウェー
- フィンランド
- ▶ カナダ
- ▶ 日本\*
- スウェーデン

\*日本との社会保障協定は締結されたが、まだ発効されていない。一旦発効すれば、日本の駐在員は社会保障協定の恩典を享受できる







#### 二重加入問題の解消 - 社会保険加入証

- ▶ 社会保険加入証は、社会保険当局が発行するもので、個人が社会 保険制度に加入しており、赴任期間中も加入していることを証明す る
- ▶ 外国籍パスポート保有者は、出向元で社会保険加入証を取得し、インドで社会保障制度への加入を免除請求できる
- ▶ インドパスポート保有者はインドで社会保険加入証を取得し、インドが社会保障協定を締結している出向先で社会保障制度への加入を、免除請求できる

#### 待遇の平等

▶ 通常どちらか一方の締約国に居住する人は、社会保障制度の適用に際し、 その国の人と同等の待遇を受けることができる

#### 海外への給付の送金

▶ 国際労働者への給付の支払いは、その場所に関わらず行われる (インド、出向元、第3国)



#### 保険期間の通算

- ▶ 期間の通算とは、母国と相手国での期間を合算して、社会保障の恩典受給資格を決定する
- ▶ 両国で社会保障制度に加入している国際労働者はどちらか一方の国における年金受給資格を決定するために、両国での加入期間を通算すること可能である
- ▶ 期間の通算は、受給権確立を決定する場合のみ行われ、実際の年金受 給額の水準を決定するためではない



### 日印社会保障協定の構成

- ▶ 第一部 総則
  - 第一条 定義
  - 第二条 この協定の適用範囲
  - ▶ 第三条 この協定の適用を受ける者
  - ▶ 第四条 待遇の平等
  - 第五条 海外への給付の支払
- ▶ 第二部 適用法令に関する規定
  - 第六条 一般規定
  - 第七条 特別規定
  - 第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する 被用者
  - 第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員
  - ▶ 第十条 第六条から前条までの規定の例外
  - ▶ 第十一条 配偶者及び子
  - 第十二条 強制加入
- ▶ 第三部 給付に関する規定
  - ▶ 第一章 日本国の給付に関する規定
  - 第十三条 通算
  - ▶ 第十四条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定
  - ▶ 第十五条 給付の額の計算

- ▶ 第二章 インドの給付に関する規定
- 第十六条 通算
- ▶ 第十七条 給付の額の計算
- 第三章 共通規定
- 第十八条 一時金
- 第四部 雑則
  - ▶ 第十九条 行政上の協力
  - 第二十条 手数料及び認証
  - 第二十一条 連絡
  - 第二十二条 情報の伝達及び秘密性
  - ▶ 第二十三条 申請、不服申立て及び申告の提出
  - 第二十四条 意見の相違の解決
  - 第二十五条 合同委員会
  - ▶ 第二十六条 見出し
- ▶ 第五部 経過規定及び最終規定
  - 第二十七条 効力発生前の事実及び決定
  - 第二十八条 効力発生
  - ▶ 第二十九条 有効期間及び終了



# 日本人担当者

#### まずは日本人担当者までお気軽にご連絡ください。



山口哲男 Yamaguchi Tetsuo アソシエイトダイレクター Tel: +91 124 464 4313

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com



松田博司 Matsuda Hiroshi シニアマネジャー

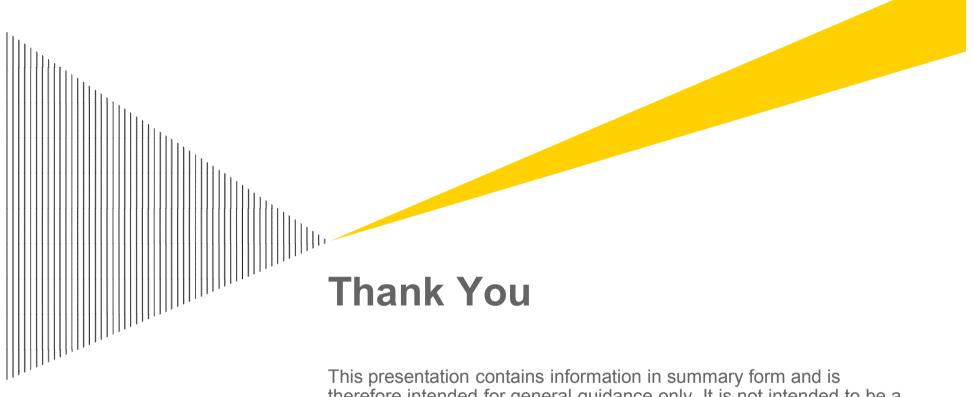
Tel: +91 80 6727 5209

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com

- ▶ デリー在住約10年、化学、自動車、大手商社など様々 ▶ な業界の日系企業で管理・経理・財務等を経験
- ▶ 日本での勤務後、イギリスの大学院に留学
- ▶ 日系企業のインドビジネスにおけるニーズを幅広く、かつ深く理解し、最適なサービスをコーディネイト
- ▶ Location: グルガオン、インド

- 日本公認会計士
- ▶ 新日本監査法人よりErnst &Youngインドへ派遣
- ▶ 中国駐在約10年の経験を有し、会計、監査だけでなく、 幅広くアドバイザリーのコーディネイト業務に従事
- ▶ 長年の駐在経験を活かし、フットワーク軽く、かゆい所に 手の届くサービスを目指す。インド南部担当。
- ▶ Location: バンガロール、インド



This presentation contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither Ernst & Young Pvt. Ltd. nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

